

## 令和6年度に係る自己点検・評価（教職課程に関するここと）の報告書

令和7年9月24日  
大学経営戦略会議

### 1. はじめに

本件は、岡山大学内部質保証規則（令和3年6月29日岡山大学規則第19号）第5条の規定に基づいて実施した教職課程に関する点検・評価の結果を報告するものである。

「教職課程に関するここと」は、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）に基づき、令和4年4月1日より、教職課程を設置するすべての大学が教職課程の現状・課題について自己点検・評価を行う体制を構築して実施・公表すること（第22条の8）が義務づけられたことを受けて設定されたものである。これを踏まえ、令和4年度に係る自己点検評価書において、「教育学研究科・教育学部と教師教育開発センターの連携・協働体制を見直し、教育学部を含めた全学の課程認定学部の自己点検・評価の在り方を検討する必要がある」と明記され、教師教育開発センターによる検討を経て、教職課程に関する自己点検・評価の観点等が設定された。

令和6年度は、こうした自己点検・評価の観点等を用いて教育学部が自己点検・評価を実施し、それを主要な根拠資料としながら、教師教育開発センターが、全学の教職課程に関する自己点検・評価を行ったものである。なお、令和7年度には、すべての課程認定学部・研究科が実施する自己点検・評価を踏まえて、全学の教職課程に関する自己点検・評価を行うことを計画している。

### 2. 実施体制・手順

岡山大学の教職課程は、認定学部・研究科それぞれの専門教育に基づき、優れた研究実践力を備えた教員に必要な専門性を深化させていくことにより、「ESDの理念をもち、4つの力で構成される教育実践力をバランスよく身につけた反省的で創造的な教員」を育てる目的としている。そのため、全学の自己点検・評価にあたっても、まず認定学部・研究科それぞれが自らの教育目標等に沿った教職課程の現状や課題を分析・検討し、その結果に基づいた継続的な改善・変革を教師教育開発センターが支援・促進するものとなるよう留意している。

具体的には、岡山大学内部質保証規則第5・6条に基づき、教師教育開発センターの長を推進責任者とし、岡山大学教育推進機構教師教育開発センター運営委員会規程（令和7年8月6日岡山大学教育推進機構規程第4号）第2条第2項に則して、教師教育開発センター運営委員会（以下、「センター運営委員会」という）において、認定学部・研究科それぞれが作成した自己点検・評価シート等を主要な根拠資料としながら、教職課程に関する全学的な自己点検・評価を組織的に実施する。また、全学の教職課程に関するデータ収集・分析を継続的に行い、全学の自己点検・評価の結果と合わせて、教職課程を有する学部から選出された教員が構成委員となる教師教育開発センター教職課程運営委員会（以下、「教職課程運営委員会」という）で共有する。これらを通じて、認定学部・研究科それぞれが自らの教職課程を主体的に改善していくことのできる体制・手順としている。

なお、令和6年度に係る全学の自己点検・評価は、教員養成を主たる目的とした教育学部が行った自己点検・評価に基づいている。

### 3. 総括

令和6年度に係る自己点検・評価（教職課程に関するここと）では、自己点検・評価のチェックリストで指定された観点16項目のすべてを「適切である」と評価した。

これらのうち、10-1-1（養成しようとする教員像、教員養成教育の理念）、10-1-9（質保証を目指したFD・SD）、10-1-11（履修生の確保）、10-1-12（教職への意欲・意識の把握）については、教師教育開発センターが中心となって実施している取組であり、毎年、センター運営委員会で協議され、教職課程運営委員会に報告されているものである。今後、教職課程運営委員会において認定学部・研究科のさらなる連携・協力を進めることにより、それぞれの教職課程の改善や変革に寄与するデータ収集・分析や支援・助言を行うことが可能となる。

なお、令和7年度より、すべての認定学部・研究科が自己点検・評価を実施し、それに基づいた全学的な自己点検・評価を行うことが計画されている。岡山大学の教職課程は、認定学部・研究科の専門教育を基盤とすることから、それぞれの教育課程の編成・改革動向と深く関連している点に留意しなければならない。令和6年度に実施した教育学部の自己点検・評価のプロセスを参考にしながら、認定学部・研究科の事情等に則した適切な自己点検・評価の実施に向けた支援体制を絶えず整備・検証していく必要がある。

4. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

令和6年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

5. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

令和6年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

6. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

令和6年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

7. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

令和6年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

8. 点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

令和6年度に係る自己点検・評価においては該当事項がない。

以上